

# 福祉プラス定期預金



お取扱期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

## ご利用いただける方

裏面の「福祉プラス定期預金のお知らせ」に掲げる年金または手当を、当金庫で受給されている方

※ 該当の証書または証明書等をご提示いただきます。

## お取扱定期預金の内容

- 種類 スーパー定期（証書式）
- 期間 1年（非自動継続）
- 利率 店頭表示金利に年0.1%を上乗せ
- 限度額 お1人につき、300万円まで  
（ただし、介護支援定期預金と合算して300万円までとします。）
- 取扱店 受給口座のある店舗に限定

※ 満期日前に解約された場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。

※ 満期日以降の利息は、解約等をした日における普通預金利率により計算いたします。

※ 金利は税引前であり、お受取利息には「復興特別所得税」が追加課税され20.315%が適用されます。（マル優扱いを除く）

※ 店頭に説明書をご用意しております。

【くわしくは窓口まで、お気軽におたずねください】

# 《 福祉プラス定期預金のお知らせ 》

下記により「福祉プラス定期預金」をお取扱いいたします。

## 記

### 1. ご利用いただける方

- (1) 次に掲げる年金または手当を当信用金庫で受給されている方。
- (2) ご利用の際は確認のために、国民年金証書等をご提示いただきます。

	対象となる年金	窓口へご提示いただく書類		対象となる年金(手当)	窓口へご提示いただく証書
国民・厚生年金	障害基礎年金、遺族基礎年金、 障害厚生年金、遺族厚生年金、 寡婦年金（65歳まで）	（新法） 国民年金・厚生年金保険年金証書	労災年金	障害年金、遺族年金、 傷病年金、障害補償年金、 遺族補償年金、傷病補償年金	労働者災害補償保険年金証書
（旧）国民年金	障害年金、母子年金、 準母子年金	（旧法） 国民年金証書	恩給	恩給（遺族を対象に支給）、 国会議員互助年金（遺族を対象に 支給）、援護年金	恩給、年金証書
（旧）厚生年金	障害年金、遺族年金、 かん夫年金、通算遺族年金、 特例遺族年金 ※ 船員保険を含む	（旧法） 厚生年金保険証書	各種手当	児童扶養手当、福祉手当、 障害児福祉手当、特別障害者手当、 原子爆弾被爆者に対する援護を目的 とする手当（医療特別手当・特別 手当・健康管理手当・保険手当）、 毒力障害者に対する援護を目的 とする手当（特別手当、健康管理 手当、保険手当） ※ 老人福祉手当は除く	各種、手当証書、 手当受給者証明書
共済年金	障害年金、遺族年金、 通算遺族年金、障害共済年金、 遺族共済年金	共済組合年金証書			

- 年金証書等を役所に提出中の場合は、年金証書等の保管証等のご提示でもお取扱いいたします。
- 福祉手当受給者証明書、障害児福祉手当受給者証明書、特別障害者手当受給者証明書は福祉事務所への申請により交付を受けられます。

以上